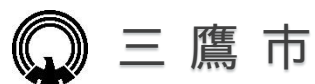

三鷹市健康福祉総合計画 2027

【2024（令和6）年度～2027（令和9）年度】

「重層的支援体制」に係る P37～41 を抜粋

2025（令和7）年3月



Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画

施策・事業の体系

大項目	中項目	小項目（事業名）
1 計画の位置付け		
2 社会的背景		
3 基本目標		
4 基本施策	(1) 包括的な相談支援体制の推進	① 包括的な相談支援体制の整備 ② 包括的な相談支援を実施する事業 ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施
	(2) 社会参加に向けた支援の推進	① 社会参加に向けた支援の推進
	(3) 地域づくりに向けた支援の推進	① 地域づくりに向けた支援体制の整備 ② 地域づくりに向けた支援を実施する事業
	(4) 重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化	① 重層的支援体制推進会議の取組 《重点》 ② 事例データの検証及び関係機関との連携強化に向けた取組

《重点》…「三鷹市健康福祉総合計画 2027」の重点事業にあたる事業

1 計画の位置付け

本計画は、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」第 106 条の 5 に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

2 社会的背景

少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、8050 問題や育児と介護のダブルケア、社会的孤立、ヤングケアラーなど複雑化・複合化する課題が増加傾向にあります。

このような状況から、「地域社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」が 2020（令和 2）年 6 月に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行うため、「重層的支援体制整備事業」が定義されました。

複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子ども、生活困窮等の各支援機関が連携して対応する重層的な支援体制の構築が求められています。

3 基本目標

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会参加への支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を推進するとともに、全ての市民が安心して暮らせるように、住民同士が支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進します。

4 基本施策

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号に規定されています。既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、世代や属性を問わない包括的な相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援について、次の 4 つの施策について取り組みます。

（1）包括的な相談支援体制の推進

① 包括的な相談支援体制の整備

既存の相談拠点の設置形態（国が定める基本型）は変更せず、各支援機関同士の連携を図り、包括的な相談に対応します。

属性や世代を問わず、制度の狭間にあって支援が受けられない方などの福祉課題の相談に応じ、必要な公的サービスへつなげるための地域福祉コーディネーターを市内7地区に各1人配置します。

② 包括的な相談支援を実施する事業

実施事業	分野	実施体制	所管課	拠点数	形態
地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】	介護	三鷹市地域包括支援センター	高齢者支援課	7	委託
障害者相談支援事業 【第1号のロ】	障がい	基幹相談支援センター	障がい者支援課	1	
利用者支援事業 【第1号のハ】	子ども	三鷹市東多世代交流センター、三鷹市西多世代交流センター	児童青少年課	2	
		三鷹市子ども家庭支援センター（すくすくひろば・のびのびひろば・りぼん）	子ども家庭課	3	
		三鷹市子ども発達支援センター（たかのこ）	子ども家庭課	1	
		三鷹市総合保健センター	子ども家庭課	1	
		三鷹市子ども政策部子ども育成課窓口	子ども育成課	1	
生活困窮者自立相談支援事業 【第1号のニ】	生活困窮	三鷹市生活・就労支援窓口	生活福祉課	1	委託

※実施事業名及び【 】の表記は、社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定されているものです。

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

地域福祉コーディネーターが、市や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携を図りながら、支援を必要とする方の情報を得た場合は、直接訪問して状況を伺うなど、プッシュ型やアウトリーチ型の相談等を実施し、継続的な支援を行います。

(2) 社会参加に向けた支援の推進

① 社会参加に向けた支援の取組

地域福祉コーディネーターが、社会とのつながりを作るため、地域ケアネットワークやほのぼのネットなどの社会資源を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

ひきこもり支援や障がい者支援を行う団体等と連携し、当事者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートして、当事者や家族のニーズや状態にあった支援を行います。

(3) 地域づくりに向けた支援の推進

① 地域づくりに向けた支援体制の整備

住民主体で取り組む市内7か所の「地域ケアネットワーク」や市内28か所の「ほのぼのネット」など、従来からある地域づくりに関係する団体と連携しながら、世代や属性を超えて、住民同士が交流できる多様な場づくりや、人と人、人と居場所などをつなぎ合わせる取組を推進します。

地域福祉コーディネーターが市内7か所のコミュニティ・センターで実施する相談サロンを通じて、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特性にあった多様な地域づくりを進めます。

② 地域づくりに向けた支援を実施する事業

事業	分野	実施体制	所管課	拠点数	形態
地域介護予防活動支援事業 【第3号のイ】	介護	介護予防活動立ち上げ支援事業	高齢者支援課	30	
生活支援体制整備事業 【第3号のロ】	介護	生活支援コーディネーター	高齢者支援課	7	委託
地域活動支援センター事業 【第3号のハ】	障がい	地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型	障がい者支援課	2	
地域子育て支援拠点事業 【第3号のニ】	子ども	親子ひろば事業（一般型15、連携型1）	子ども家庭課	16	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	地域福祉コーディネーター	地域福祉課	7	委託

※実施事業名及び【 】の表記は、社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定されているものです（生活困窮者支援等のための地域づくり事業は除く）。

（４）重層的支援体制推進会議による関係機関との連携強化

① 重層的支援体制推進会議の取組

社会福祉法に規定する多機関協働事業の取組の一つとして、市の関係部署や関係機関と連携した個別のケース会議や情報交換及び人財育成のためのワークショップを実施する重層的支援体制推進会議を定例的に開催します。

重層的支援体制推進会議は、社会福祉法に規定する本人同意を得て支援に関する検討を行う「重層的支援会議」や構成員に守秘義務を課して本人同意を得ずに支援に関する検討を行う「支援会議」、孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第４５号）に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」の機能を併せ持っています。支援会議等は、必要に応じて臨時的に開催することで、関係機関が複合的な課題を抱えた方へ適切な支援を行えるよう多職種による連携や多機関の協働を推進します。

② 事例データの検証及び関係機関との連携強化に向けた取組 **《重点》**

地域福祉コーディネーターがこれまでに受けた相談や実施した支援など、これまでに蓄積された事例データ等を取りまとめ、相談者の属性、抱える課題、支援の内容、連携先となる市の窓口・関係機関・団体の情報等を分析・検証します。相談者の属性や課題・支援内容の傾向等を分析するとともに、重層的支援体制推進会議で事例データや分析・検証結果を共有し、支援内容や連携先の拡充等の検討のエビデンスとして活用するなど、連携体制の更なる強化に努めます。

また、分析した事例データから、相談者の属性や課題に応じた市の相談窓口・関係機関等の情報を体系化し、誰もがその情報を確認できる仕組みを検討するなど、適切な相談・支援につなげるための環境整備に努めます。

第三期三鷹市障がい者(児)計画



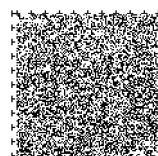
「重層的支援体制」に係るページを抜粋

令和6年3月
三鷹市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。

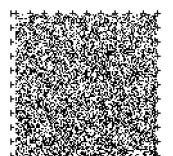
また、図表など音声では表現しにくい箇所につきましては、読み上げた内容が煩雑になり、かえって分かりにくいことや、文字数に制約がある（800字程度）こと等から、音声コードを省略しています。

ご質問や、ご不明な点がございましたら、三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課
電話 0422 - 29 - 9232 までお問い合わせください。



図表 施策体系

大項目（基本目標）	中項目	小項目
基本目標1 計画の推進	(1) 計画の策定等	① 計画の策定等
		② 計画の評価・検証
	(2) 計画の推進	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 庁内関係部署との連携強化
		③ 関係機関との連携
基本目標2 互いを理解し、 認め合う地域づくり	(1) 障がいに対する 理解	① 心のバリアフリーの推進
		② 地域住民の理解推進と支え合う意識づくり
		③ 福祉教育の推進
	(2) 障がい者差別の 解消と合理的配慮 の推進	① 障がい者差別解消の取組
		② 合理的配慮の推進
	(3) 障がい者の 権利保障	① 障がい者虐待防止の取組
		② 権利擁護の取組の推進
基本目標3 安心して住みやすい まちづくりの推進	(1) 「コミュニティ創 生」による「共に生 きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② 重層的支援体制の整備
	(2) バリアフリーの まちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
	(3) 安全安心の まちづくり	① 災害時・緊急時の対策の強化
		② 感染症に対する備え
		③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実
基本目標4 障がいのある人の視点 に立った情報の提供と 相談支援の充実	(1) 情報提供の充実	① 多様な手段による情報提供の充実
	(2) 相談機能の充実	① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備
		③ 障がい者ケアマネジメントの推進
		④ 地域の相談支援体制の充実
	(3) 福祉サービスの充実と 利用しやすい環境 づくり	① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進
		② 福祉サービス未利用者への対応強化



第3節 （基本目標3）安心して住みやすいまちづくりの推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現のために、障がいに対する理解を推進するとともに地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。

また、障がいのある人が当たり前前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

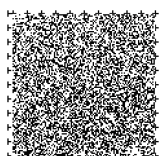
災害時や緊急時に備えた対策の強化や感染症に対する備え、また、安心して住み続けられる地域づくり、障がいのある人やその家族等を犯罪被害から守るための情報提供等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

（1）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つである市内7つの「地域ケアネットワーク」は、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。

また、「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行います。



② 重層的支援体制の整備

複雑化、複合化している支援ニーズに対応するために、地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内の様々な部署や関係機関が連携し重層的支援体制の整備を進めます。また、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見、早期対応を行います。

図表 地域福祉コーディネーター（イメージ）

